



JPX
JAPAN EXCHANGE
REGULATION

上場会社に対する上場管理の実際 － 上場会社と自主規制法人 －

Exchange & beyond

日本取引所自主規制法人 上場管理部長 内藤 友則

2023年7月

- 1** 上場管理と自主規制の概要
- 2** 不適切会計の動向
- 3** 不祥事予防に関する留意点



1. 上場管理と自主規制の概要



上場会社 = 幅広い投資家にとって株券が投資対象となる存在

上場会社は、投資対象としての適格性（上場適格性）を守るために、
上場ルールの遵守が必要

取引所

取引所規則(ルール)の整備やアドバイス

自主規制法人

取引所規則(ルール)違反に対する審査

上場管理とは？

上場廃止審査

上場適格性を喪失した会社の排除

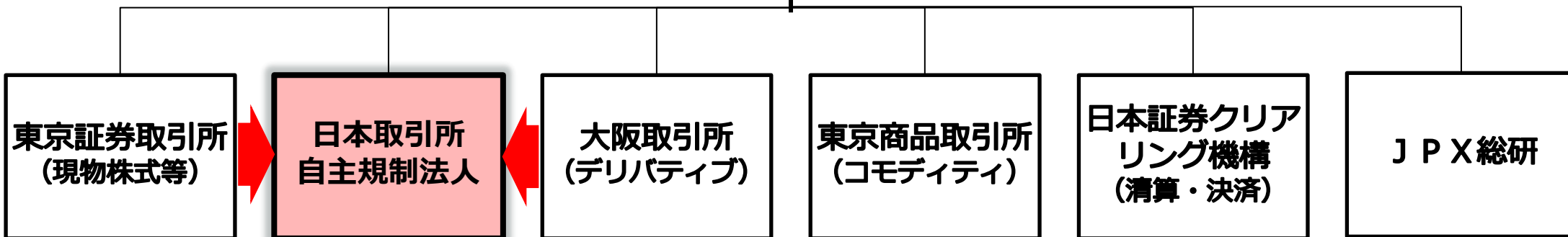
開示審査

会社情報の適正性の確保

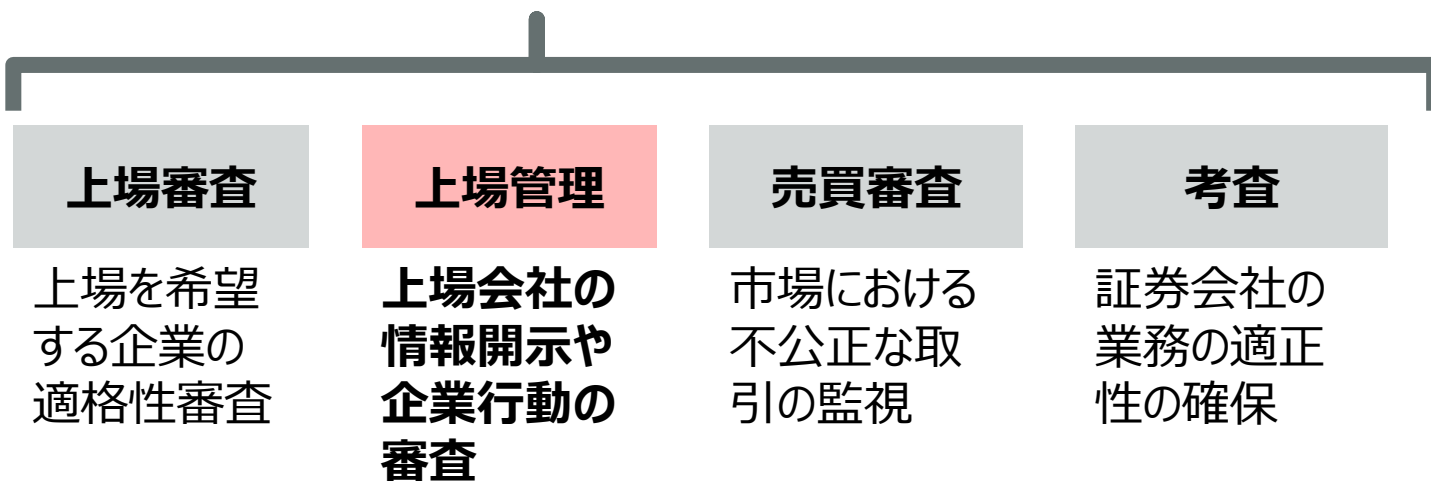
企業行動規範審査

投資者保護・
市場機能発揮のための規律の確保

日本取引所グループ（取引所持株会社）



取引所からの委託を受け自主規制業務を実施



自主規制法人は、取引所及び取引所グループからの高い独立性を確保

独立性確保のため、理事長と過半数の理事は外部理事とするなど、金融商品取引法に基づく自主規制業務の適正な実施を確保するための枠組みを構築

ルール違反の内容・程度等に応じて、以下の措置を上場会社に対して行うことを決定

特設注意市場銘柄への指定

■ 以下に該当し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められる場合に指定

- ① 上場契約違反による上場廃止のおそれの認定
- ② 虚偽記載・意見不表明等
- ③ 適時開示違反・企業行動規範違反
- ④ 改善報告書の提出後も改善不備

改善報告書の徴求

- 適時開示違反・企業行動規範違反等を行った場合で、改善の必要性が高いと認められるときに、違反の経緯及び再発防止策について報告を要求（⇒報告書はJPXウェブサイトに掲載）
- 改善報告書提出から6か月経過後に、改善状況について報告を要求（「改善状況報告書」）（⇒報告書はJPXウェブサイトに掲載）

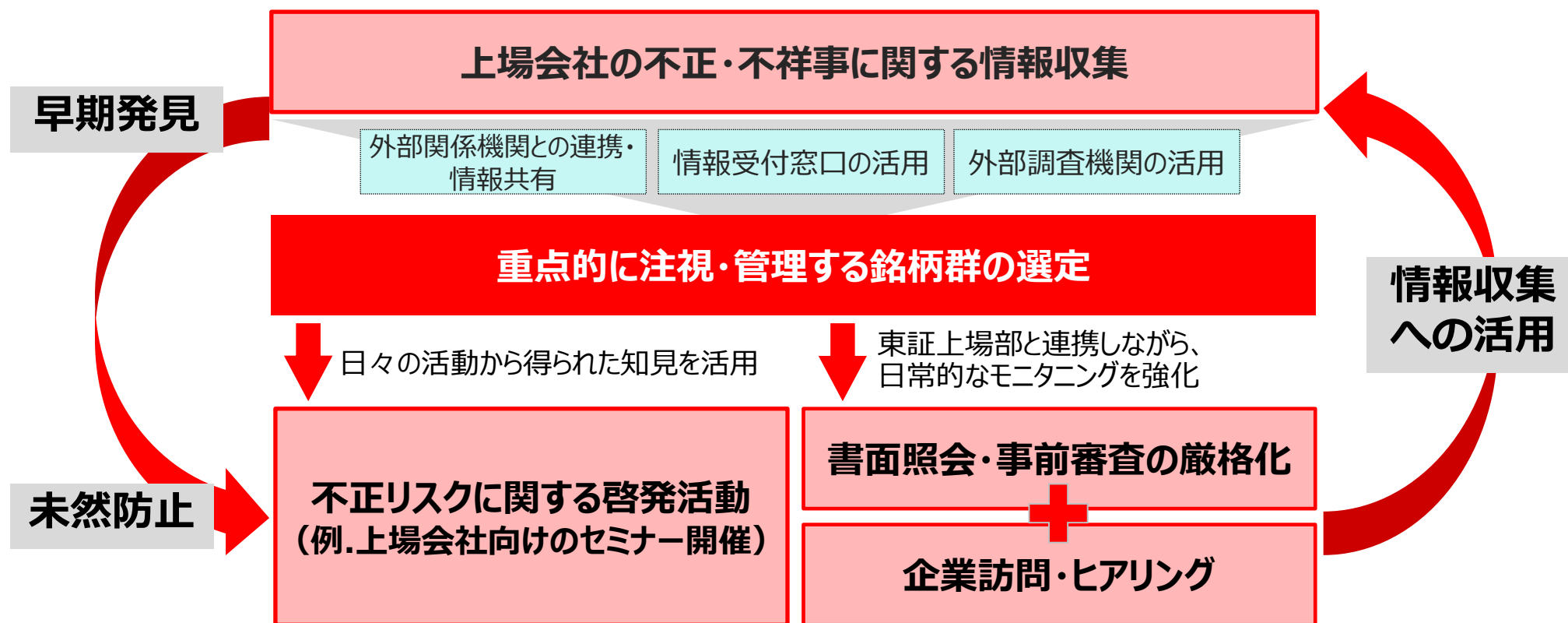
上場契約違約金の徴求

- 規則違反を行い、市場に対する株主・投資者の信頼を毀損したと認められるときに支払いを請求
- 金額は、上場会社の市場区分及び時価総額に応じて算出（内国会社は960万円～9,120万円）

公表措置

- 規則違反を行った場合に、当該違反の事実をJPXウェブサイトにて公表

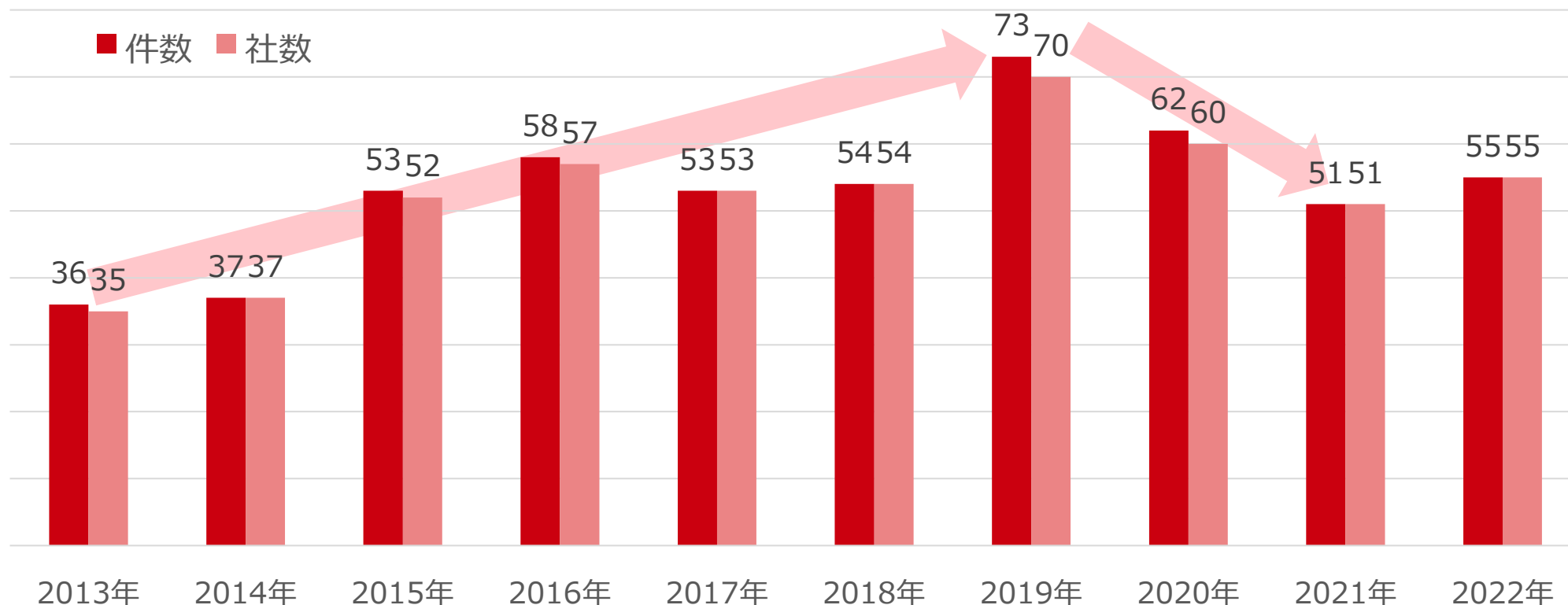
- 当法人は、上場会社における不祥事予防と早期是正を重視
- 不正の未然防止・早期発見への取組みを展開
- 経過措置の終了等に伴う不正リスクの高まりも踏まえ、日々、適時開示やコーポレート・アクションを注視。機動的な書面照会・事前審査や会社訪問・ヒアリングを実施



2.不適切会計の動向

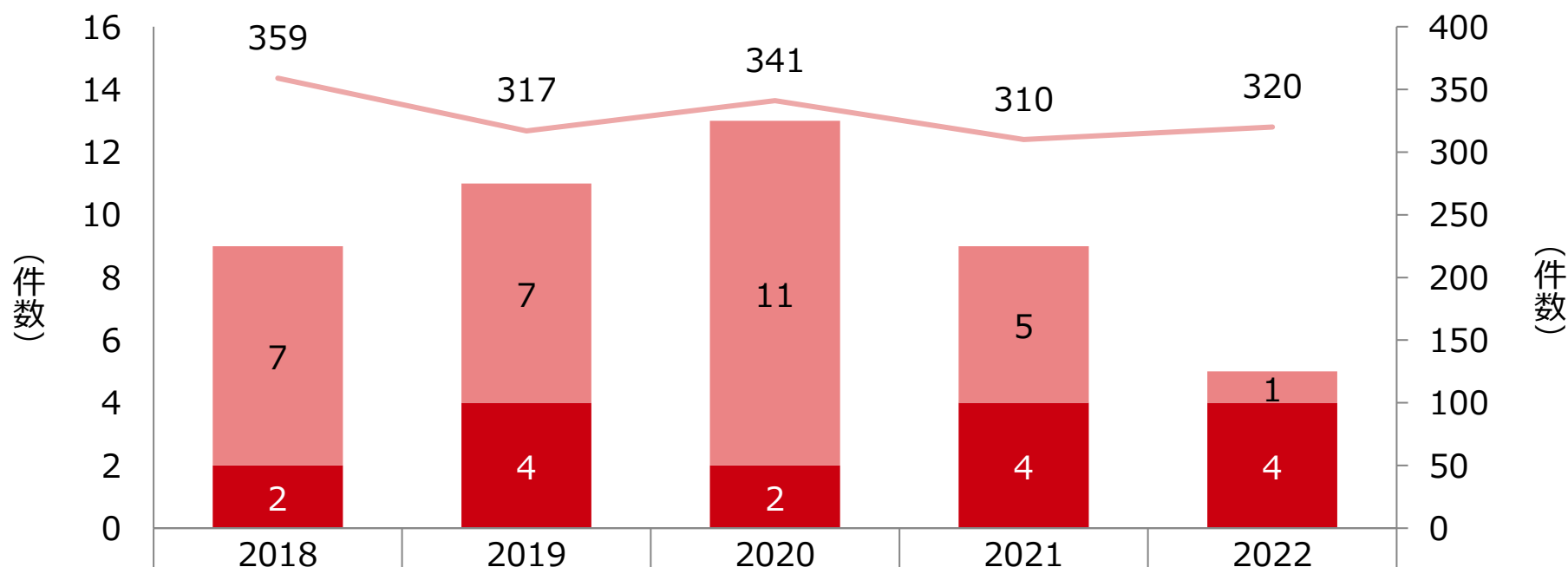


- 2013年以降、大企業の不適切会計事件などを背景として不正リスク対応が進展。海外子会社などでの不適切会計の発覚件数が増加。
- 2020年以降は、コロナ禍による監査・内部統制への制約のためなどか、若干の減少傾向がみられる状況。
- 2022年は、コロナ禍対策の補助金の不正受給など、行政指摘による発覚件数が増加。
全体件数が3年ぶりに前年比増。



(出所) (株)東京商工リサーチ【2022年】全上場企業『不適切な会計・経理の開示企業』調査

- 2022年度の不適正開示審査件数は前年度並み。影響が重大な不適正開示により特設注意市場銘柄指定となる案件が一定数発生している一方で、決算訂正規模や不正の組織的広がりが限定的であるため改善報告書徴求に至らない案件が増加。
- 今後、いわゆる「アフターコロナ」において、会計監査・内部統制の制約解消が進展すること等により、**影響が重大な不適正開示の発覚が増加するおそれもある**ため、今後の状況を注視中。



改善報告書(左軸)	7	7	11	5	1
特設注意市場銘柄指定(左軸)	2	4	2	4	4
不適正開示審査(右軸)	359	317	341	310	320

粉飾決算の手口

- ① 売上の過大計上や
- ② 原価操作が多い

不正の発覚経路

決算プロセスなど内部統制プロセス
税務調査・監査法人監査
内部通報をきっかけとした発覚も

不正の発生要因

管理部門の脆弱性の指摘事例が多い
特に、上場経過年数の浅い会社

- 一部門の不正が会社全体に影響を与えるケースも存在
- 発覚までに長期間を要するケースも多い
- 近年、海外子会社（特に中国）での不正が増加傾向であったものの、コロナ禍においては海外子会社における不正発覚件数は減少

(参考) 経営研究調査会研究資料第9号「上場会社等における会計不正の動向 (2022年版)」

3.不祥事予防に関する留意点



- 近年、上場会社における多くの不祥事が表面化
 - 不適切会計
 - 本業での不祥事（品質不正問題等）
- 上場会社における不祥事の影響の広がり
 - 不祥事そのものの社会的影響
 - 当該企業の企業価値の毀損
 - 我が国資本市場の信頼性にも波及



- 我が国資本市場の信頼性を確保するためには、**不祥事の発生そのものを予防する取組み**が上場会社の間で実効性を持って進められることが必要
- 不祥事又はその疑いを察知した場合は、**速やかな信頼回復と確かな企業価値の再生を図る**適切な対応が必要

- 当法人は不祥事予防等のために**2つのプリンシプル（指針）**を公表
- 上場会社が**自己規律を発揮していただく際の目安として活用**されること、**自社の実態に即して創意工夫を凝らし、より効果的な取組みを進めていただくことを期待**

	「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」（2018年3月）	「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」（2016年2月）
概要	上場会社の不祥事（重大な不正・不適切な行為等）の発生を予防して企業価値の毀損を防ぐ取組みとして期待されることを示した指針	実際に不祥事に直面した上場会社の速やかな信頼回復と確かな企業価値の再生に向けた指針
対象	すべての上場会社	不祥事が発生した上場会社
局面	未然予防	事後対応
ねらい	資本市場の信頼回復	企業の信頼回復
	企業価値の毀損を防ぐ	企業価値の再生

※ 全文は参考資料参照

- 東証・金融庁は、**上場会社**が取るべき行動を定めた「**コーポレートガバナンス・コード**」を策定
- 機関投資家が取るべき行動を定めた「**スチュワードシップ・コード**」と併せて、両コードが車の両輪となって、機関投資家と上場会社の建設的な対話により企業の持続的な成長が促されることを期待

目的・意義

「上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上」

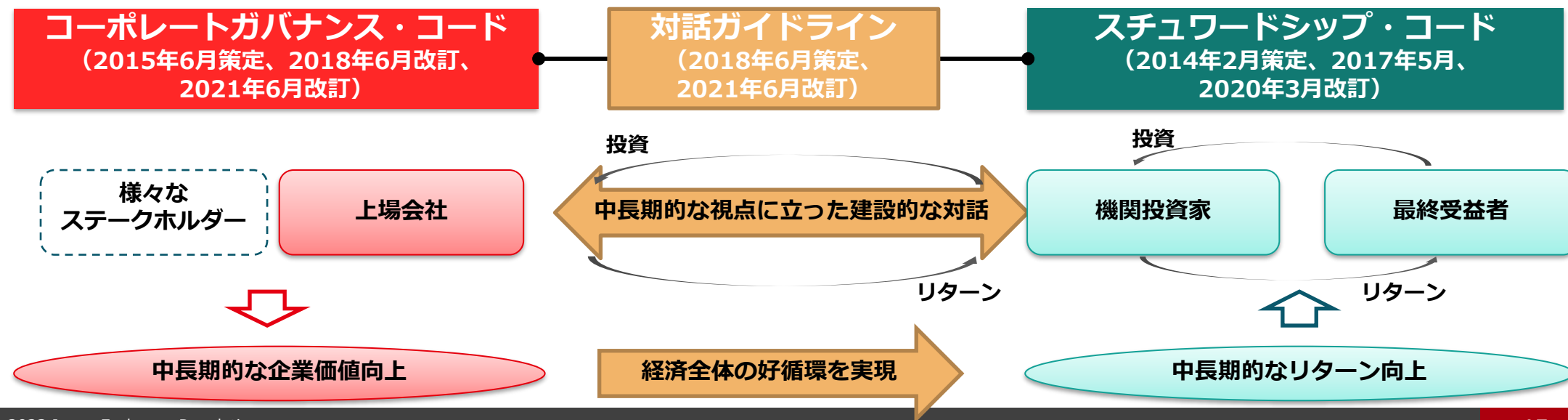
➤ 攻めのガバナンスの実現

資本コストを意識した経営

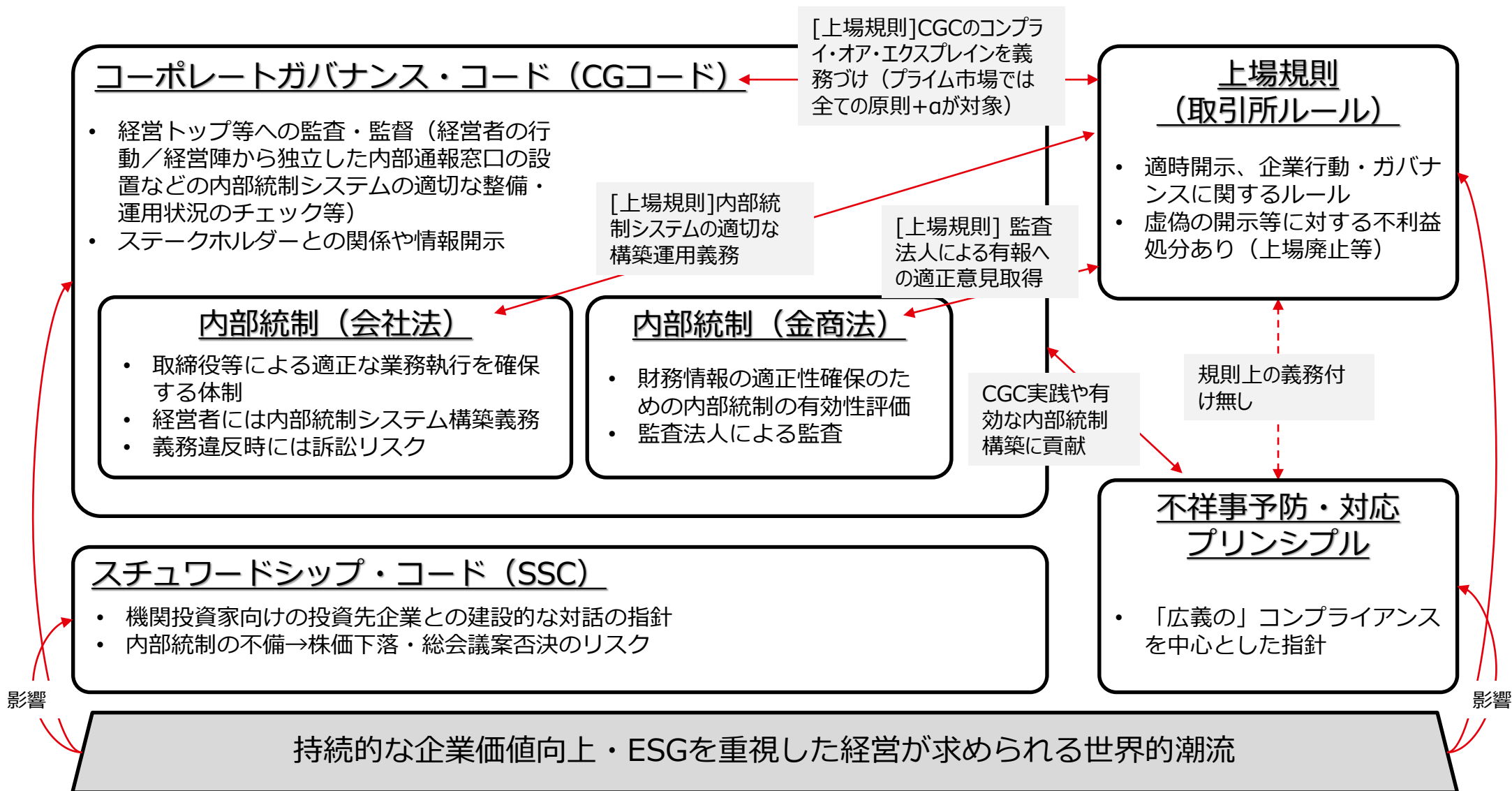
会社におけるリスクの回避・抑制や不祥事の防止に限らず、健全な企業家精神の発揮を促し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを志向しています。

➤ 中長期保有の株主との建設的な対話

中長期保有の株主との建設的な対話により、CGコードに基づくコーポレート・ガバナンスの改善に向けた会社の取組に、さらなる充実が図られることが期待されています。



- 2つのプリンシプルやCGコードは上場規則ではないものの、上場会社にはその趣旨を尊重し、行動することを期待



以下の3つが、不祥事予防のためのガバナンス上の重点テーマ

① グループ・ガバナンス
(子会社管理等)

子会社管理により子会社の
不祥事が経営全体に影響
することを予防

② 内部通報制度

実効性のある内部通報
制度により不正を早期発見

③ 内部監査部門

独立性・客観性のある
社内部門による不正の予防

- 本社部門からの管理が行き届かない**国内外の子会社における不祥事がグループ全体の経営に重大な影響を与える事案が存在**
- 子会社を原因とする不祥事の予防のためには、グループガバナンスの実効性を確保するためにベストプラクティスがとりまとめられた「**グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（グループガイドライン）**」（2019年、経済産業省）なども参考に、各子会社の事業ポートフォリオ上の位置づけの再検討も含め、子会社管理の在り方を再検討することも有用

CGコード（抜粋、下線太字加筆）

補充原則 4 - 3 ④ 内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、**取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべき**である。

不祥事予防プリンシプル（抜粋、下線太字加筆）

〔原則 5〕グループ全体を貫く経営管理
グループ全体に行きわたる実効的な経営管理を行う。管理体制の構築に当たっては、**自社グループの構造や特性に即して、各グループ会社の経営上の重要性や抱えるリスクの高低等を踏まえることが重要**である。特に海外子会社や買収子会社にはその特性に応じた実効性ある経営管理が求められる。

- ほとんどの上場会社が内部通報制度を整備している旨を開示しているものの、不祥事の端緒を知らながらも通報者保護の実効性への疑念から内部通報ができなかった事例や、内部通報制度の周知が不十分であり利用されなかった事例など、**内部通報制度の形骸化事案が存在**
- 自社の実態を把握した上で、公益通報者保護法を踏まえた通報窓口の独立性・実効性の確保、グループ内での利用促進など、より一層の体制整備・運用改善を期待
- 内部通報窓口が形骸化していると、不祥事の早期発見の機会逸失、外部組織（マスメディア、証券取引等監視委員会、監査法人、当取引所等）への通報などにもつながり、事態の深刻化も想定

CGコード（抜粋、下線太字加筆）

原則 2 - 5 上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、**内部通報に係る適切な体制整備を行うべき**である。**取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべき**である。

補充原則 2 - 5 ① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、**経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべき**であり、また、**情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべき**である。

不祥事予防プリンシプル（抜粋、下線太字加筆）

[原則 1] 実を伴った実態把握、1 - 3
本来は、通常の業務上のレポーティング・ラインを通じて、正確な情報が現場から経営陣に確実に連携されるメカニズムが重要である。一方、本来機能すべきレポーティング・ラインが目詰まりした場合にも備え、**内部通報や外部からのクレーム、株主・投資者の声等を適切に分析・処理し、経営陣に正確な情報が届けられる仕組みが実効性を伴って機能することが重要**である。
こうした実態把握の仕組みが、社内に定着し、持続的・自律的に機能していくことが重要である。

- 不祥事案においては、業務執行部門（1線）・管理部門（2線）の業務の適切性を独立性・客観性のある立場から保証・助言する重要な役割が期待される**内部監査部門（3線）に十分かつ適切な人材を割いていなかった、形式的な内部監査に終始していた**、等の問題が明らかになることが多い
- 内部監査の実効性を確保するための取組状況（デュアルレポーティングの有無等を含む）について投資者の関心が高まる中（2023.3期有報より開示も開始）、実効性を高めるための体制強化が課題

CGコード（抜粋、下線太字加筆）

補充原則 3 - 2 ② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

（iii）**外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門**や社外取締役との**十分な連携の確保**

補充原則 4 - 3 ④ 内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、**内部監査部門を活用**しつつ、その運用状況を監督すべきである。

補充原則 4 - 1 3 ③ 上場会社は、**取締役会及び監査役会**の機能発揮に向け、**内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築**すること等により、**内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保**すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

不祥事予防プリンシプル（抜粋、下線太字加筆）

〔原則 2〕 使命感に裏付けられた職責の全う、2 - 2 監査機関である監査役・監査役会・監査委員会・監査等委員会と**内部監査部門**、及び監督機関である取締役会や指名委員会等が**実効性を持ってその機能を発揮するためには、必要十分な情報収集と社会目線を踏まえた客観的な分析・評価が不可欠であり、その実務運用を支援する体制の構築にも配意が必要**である。また、監査・監督する側とされる側との間の利益相反を的確にマネジメントし、例えば、実質的な「自己監査」となるような状況を招かないよう留意する。

監査・監督機関は、不祥事発生につながる要因がないかを能動的に調査し、コンプライアンス違反の予兆があれば、使命感を持って対処する。監査・監督機関の牽制機能には、平時の取組みはもちろんのこと、必要な場合に経営陣の適格性を判断する適切な選任・解任プロセスも含まれる。

- 当法人では、今後も、不祥事予防のためのセミナー動画配信を行うことを予定
- 経営陣・社外役員に試聴いただくことにより、内部管理体制の再点検・再構築の機会を提供
- 各部門の責任者・担当者への社内研修での活用なども積極的にご検討ください。

	動画配信①	動画配信②	動画配信③	動画配信④	オンラインセミナー (ライブ配信)
テーマ	不祥事事例紹介	グループ・ガバナンス	内部通報制度	内部監査	経営陣の コンプライアンス
概要	証券取引等監視委員会による開示検査事例の紹介や開示規制に係るエンフォースメントの解説	子会社管理の在り方、監査・指名・報酬、内部統制の好事例	CGコード・改正公益通報者保護法を踏まえた望ましい内部通報制度・運用の在り方	中堅・中小、新興企業における内部監査の実効性向上のための施策や好事例	なぜ不祥事予防のための投資が必要であるのか
講師	元・証券取引等監視委員会事務局 開示検査課長 谷口 義幸 様	(未定)	(未定)	(未定)	(未定)
想定する 視聴者	コンプライアンス施策担当部門 などの実務者、監査役等	経営企画部門や子会社管理部門 などの実務者	通報窓口関係部門 などの実務者	内部監査部門 、監査役等	意思決定者 (社内外の役員や執行役員・部長級従業員)

ご清聴ありがとうございました。

【本資料に関する注意事項】

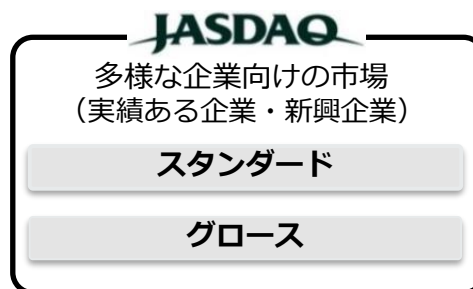
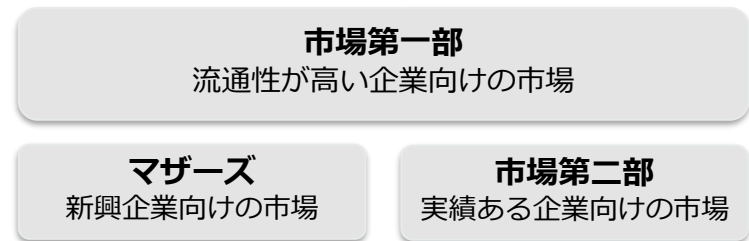
- 本資料は金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、情報提供のみを目的としたものであり、投資勧誘や特定の証券会社との取引を推奨することを目的として作成されたものではありません。万一、本資料に基づき生じた費用又は被った損害があった場合にも、株式会社日本取引所グループおよびその関係会社は責任を負いかねます。
- 本資料で提供している情報は万全を期していますが、その情報の完全性を保証しているものではありません。また、本資料は、上場管理の内容等について平易に解説・記述しておりますが、全ての内容を網羅したものではありません。本資料に記載されている内容は将来予告なしに内容が変更される可能性があります。
- 内容等について、過去の情報は実績であり、将来の成果を予想するものではありません。
- 本資料のいかなる部分も一切の権利は株式会社日本取引所グループおよびその関係会社に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ無断で複製、または転送等はできません。

参考資料



- 東証は、上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支え、国内外の多様な投資者から高い支持を得られる魅力的な現物市場を提供するため、2022年4月4日に市場区分を再編

従来の市場区分



<指摘されていた課題>

- 各市場区分のコンセプトが曖昧
- 企業価値向上に向けた動機付けに乏しい
- 投資対象としての機能性を備えた指数がない

既存の上場会社による 新市場区分の選択

2022年4月4日
新市場区分に移行

基準に不適合である 場合の経過措置

新しい市場区分



プライム市場

高い流動性とガバナンス水準を備え、グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場

スタンダード市場

公開された市場における投資対象として十分な流動性とガバナンス水準を備えた企業向けの市場

グロース市場

高い成長可能性を有する企業向けの市場

<基本的な考え方>

- 各市場区分のコンセプトに応じた基準の設定
- 各市場区分の新規上場基準と上場維持基準を原則共通化

- 上場適格性を喪失した金融商品の市場からの退出を目的に以下の基準を制定

- **形式基準**

- 上場維持基準（株主数、流通株式、流通株式時価総額、流通株式比率、売買高、純資産、時価総額）への不適合
- 銀行取引の停止
- 破産手続・更生手続き又は再生手続
- 事業活動の停止
- 有報等の提出遅延
- 株式事務代行機関への委託
- 株式の譲渡制限
- 完全子会社化
- 指定振替機関における取扱い
- 全部取得
- 株式等売渡請求
- 株式併合

- **実質基準**

- 不適當な合併等
- 支配株主との取引の健全性の毀損
- 虚偽記載又は不適正意見等
- 特設注意市場銘柄等
- 上場契約違反等
- 株主の権利の不当な制限
- 反社会的勢力の関与
- その他（公益又は投資者保護）

※2023年7月撮影時点

	プライム		スタンダード		グロース	
	上場維持基準	経過措置	上場維持基準	経過措置	上場維持基準	経過措置
株主数	800人以上	－	400人以上	150人以上	150人以上	－
流通株式数	20,000単位以上	10,000単位以上	2,000単位以上	500単位以上	1,000単位以上	500単位以上
流通株式時価総額	<u>100億円以上</u>	10億円以上	10億円以上	2.5億円以上	5億円以上	2.5億円以上
売買高等	1日平均売買代金0.2億円以上	月平均売買高40単位以上	月平均売買高10単位以上	－	月平均売買高10単位以上	－
流通株式比率	<u>35%以上</u>	5%以上	25%以上	5%以上	25%以上	5%以上
純資産	正	－	正	－	正	－
時価総額	－	－	－	－	上場後10年経過後に適用40億円以上	上場後10年経過後に適用5億円以上

● 遵守すべき事項

- 第三者割当に係る遵守事項
- 株式分割等
- M S C B等の発行に係る遵守事項
- 書面による議決権行使等
- 上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備
- 独立役員の確保
- コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明
- 上場内国会社の機関
- 社外取締役の確保
- 公認会計士等
- 業務の適正を確保するために必要な体制整備
- 買収防衛策の導入に係る遵守事項
- M B Oの開示に係る遵守事項
- 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項
- 内部者取引の禁止
- 反社会的勢力の排除
- 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止

● 望まれる事項

- 望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等
- コーポレートガバナンス・コードの尊重
- 取締役である独立役員の確保
- 独立役員が機能するための環境整備
- 独立役員等に関する情報の提供
- 議決権行使を容易にするための環境整備
- 無議決権株式の株主への交付書類
- 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備
- 反社会的勢力排除に向けた体制整備等
- 会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備
- 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供

※2023年7月撮影時点

上場会社は、不祥事（重大な不正・不適切な行為等）を予防する取組みに際し、その実効性を高めるため本プリンシプルを活用することが期待される。この取組みに当たっては、経営陣、とりわけ経営トップによるリーダーシップの発揮が重要である。

【原則 1】 実を伴った実態把握

自社のコンプライアンスの状況を制度・実態の両面にわたり正確に把握する。明文の法令・ルールへの遵守にとどまらず、取引先・顧客・従業員などステークホルダーへの誠実な対応や、広く社会規範を踏まえた業務運営の在り方にも着眼する。その際、社内慣習や業界慣行を無反省に所与のものとしてせず、また規範に対する社会的意識の変化にも鋭敏な感覚を持つ。

これらの実態把握の仕組みを持続的かつ自律的に機能させる。

【原則 2】 使命感に裏付けられた職責の全う

経営陣は、コンプライアンスにコミットし、その旨を継続的に発信し、コンプライアンス違反を誘発させないよう事業実態に即した経営目標の設定や業務遂行を行う。

監査機関及び監督機関は、自身が担う牽制機能の重要性を常に意識し、必要十分な情報収集と客観的な分析・評価に基づき、積極的に行動する。

これらが着実に実現するよう、適切な組織設計とリソース配分に配慮する。

【原則 3】 双方向のコミュニケーション

現場と経営陣の間の双方向のコミュニケーションを充実させ、現場と経営陣がコンプライアンス意識を共有する。このためには、現場の声を束ねて経営陣に伝える等の役割を担う中間管理層の意識と行動が極めて重要である。

こうしたコミュニケーションの充実がコンプライアンス違反の早期発見に資する。

【原則 4】 不正の芽の察知と機敏な対処

コンプライアンス違反を早期に把握し、迅速に対処することで、それが重大な不祥事に発展することを未然に防止する。

早期発見と迅速な対処、それに続く業務改善まで、一連のサイクルを企業文化として定着させる。

【原則 5】 グループ全体を貫く経営管理

グループ全体に行きわたる実効的な経営管理を行う。管理体制の構築に当たっては、自社グループの構造や特性に即して、各グループ会社の経営上の重要性や抱えるリスクの高低等を踏まえることが重要である。

特に海外子会社や買収子会社にはその特性に応じた実効性ある経営管理が求められる。

【原則 6】 サプライチェーンを展望した責任感

業務委託先や仕入先・販売先などで問題が発生した場合においても、サプライチェーンにおける当事者としての役割を意識し、それに見合った責務を果たすよう努める。

企業活動において自社（グループ会社を含む）に関わる不祥事又はその疑義が把握された場合には、当該企業は、必要十分な調査により事実関係や原因を解明し、その結果をもとに再発防止を図ることを通じて、自浄作用を発揮する必要がある。その際、上場会社においては、速やかにステークホルダーからの信頼回復を図りつつ、確かな企業価値の再生に資するよう、本プリンシプルの考え方をもとに行動・対処することが期待される。

① 不祥事の根本的な原因の解明

不祥事の原因究明に当たっては、必要十分な調査範囲を設定の上、表面的な現象や因果関係の列挙にとどまることなく、その背景等を明らかにしつつ事実認定を確実にし、根本的な原因を解明するよう努める。

そのために、必要十分な調査が尽くされるよう、最適な調査体制を構築するとともに、社内体制についても適切な調査環境の整備に努める。その際、独立役員を含め適格な者が率先して自浄作用の発揮に努める。

② 第三者委員会を設置する場合における独立性・中立性・専門性の確保

内部統制の有効性や経営陣の信頼性に相当の疑義が生じている場合、当該企業の企業価値の毀損度合いが大きい場合、複雑な事案あるいは社会的影響が重大な事案である場合などには、調査の客観性・中立性・専門性を確保するため、第三者委員会の設置が有力な選択肢となる。そのような趣旨から、第三者委員会を設置する際には、委員の選定プロセスを含め、その独立性・中立性・専門性を確保するために、十分な配慮を行う。

また、第三者委員会という形式をもって、安易で不十分な調査に、客観性・中立性の装いを持たせるような事態を招かないよう留意する。

③ 実効性の高い再発防止策の策定と迅速な実行

再発防止策は、根本的な原因に即した実効性の高い方策とし、迅速かつ着実に実行する。

この際、組織の変更や社内規則の改訂等にとどまらず、再発防止策の本旨が日々の業務運営等に具体的に反映されることが重要であり、その目的に沿って運用され、定着しているかを十分に検証する。

④ 迅速かつ的確な情報開示

不祥事に関する情報開示は、その必要に即し、把握の段階から再発防止策実施の段階に至るまで迅速かつ的確に行う。

この際、経緯や事案の内容、会社の見解等を丁寧に説明するなど、透明性の確保に努める。

コーポレートガバナンス・コードの概要- 1

1. 株主の権利・平等性の確保 上場会社は、株主の権利・平等性を確保すべき

- ▶ **補充原則 1 – 1 ①**：取締役会は、株主総会において相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話の要否について検討を行うべき
- ▶ **補充原則 1 – 2 ③**：上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべき
- ▶ **原則 1 – 3**：上場会社は、資本政策の基本的な方針について説明を行うべき
- ▶ **原則 1 – 4**：上場会社が政策保有株式を保有する場合、(1) 政策保有に関する方針、(2) 経済合理性からの保有の適否についての検証内容、(3) 政策保有株式に係る議決権の行使についての具体的な基準、を開示すべき。また、毎年、取締役会で、保有目的や便益・リスクが資本コストに見合っているか等を精査し、保有の要否を検証し、その内容を開示すべき
- ▶ **原則 1 – 5**：買収防衛策の導入・運用について、必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保し、株主に十分な説明を行うべき
- ▶ **原則 1 – 6**：支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等）については、必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保し、株主に十分な説明を行うべき
- ▶ **原則 1 – 7**：上場会社の役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示し、その手続を踏まえた監視（取引の承認等）を行うべき
など

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 上場会社は、企業の持続的成長は、従業員、顧客、取引先、地域社会などのステークホルダーの貢献の結果であることを認識し、適切な協働に努めるべき

- ▶ **補充原則 2 – 3 ①**：取締役会は、サステナビリティを巡る課題への対応に関して、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき
- ▶ **補充原則 2 – 4 ①**：中核人材の登用における多様性の確保（女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等）についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を設定し、開示すべき
- ▶ **原則 2 – 5**：取締役会は、内部通報に係る体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべき
など

3. 適切な情報開示と透明性の確保 上場会社は、財務情報や非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報提供にも主体的に取り組むべきであり、利用者にとって分かりやすく有用性の高い情報を提供すべき

- ▶ **原則 3 – 1**：(1) 経営戦略、経営計画、(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針、(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続、(4) 経営陣幹部の選解任や取締役・監査役候補指名の方針と手続、(5) 個々の経営陣幹部の選解任や取締役・監査役候補指名についての説明、について開示すべき
- ▶ **補充原則 3 – 1 ②**：特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要な情報について英語での開示・提供を行うべき
- ▶ **補充原則 3 – 1 ③**：経営戦略の開示において、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべき。特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益に与える影響について、TCFDに基づく開示の質と量の充実を進めるべき
など

4. 取締役会等の責務 取締役会は会社の持続的成長を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の役割・責務を果たすべき

1. 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
2. 経営陣の適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
3. 独立した客観的な立場から、実効性の高い監督を行うこと

- **補充原則 4 - 1 ①**：取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべき
- **補充原則 4 - 2 ①**：取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべき
- **補充原則 4 - 2 ②**：取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべき
- **補充原則 4 - 3 ①**：取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべき
- **補充原則 4 - 1 1 ①**：取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定し、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定めるべき。取締役の有するスキル等の組み合わせ（スキル・マトリックス等）を開示すべき
- **補充原則 4 - 1 1 ③**：取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべき

5. 株主との対話 上場会社は、持続的な成長の観点から、株主と建設的な対話を行うべき

- **補充原則 5 - 1 ①**：株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むべき
- **補充原則 5 - 2 ①**：上場会社は、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべき

- 日本取引所グループのウェブサイトにおいて、当法人の活動の参考となるような情報提供をお受けしています。
(<https://www.jpx.co.jp/regulation/mail/>)

情報受付窓口

一般の皆様より、証券市場の不公正取引、取引参加者の法令遵守、上場会社の上場適格性、新規上場申請者の上場適格性に関し、私共の活動の参考となるような情報提供をお受けしています。

証券市場等の不公正取引に関する情報受付窓口

証券市場の不公正取引（インサイダー取引、相場操縦、風説の流布、不当な株集めや大量保有報告書の提出義務違反等）に関する情報をお寄せください。

取引参加者の法令遵守等に関する情報受付窓口

取引参加者の営業姿勢、受託・執行及び内部管理態勢等のコンプライアンス全般に関して情報をお寄せください。

上場会社の上場適格性に関する情報受付窓口

上場会社の行うディスクロージャーの適正性、「企業行動規範」の遵守状況、様々な上場廃止基準への抵触可能性など、上場会社の上場適格性に関する情報をお寄せください。

新規上場申請者の上場適格性に関する情報受付窓口

新規上場申請者の上場適格性に重大な影響を及ぼすおそれのある事項について情報をお寄せください。